

1. こども会安全共済会の概要

●こども会安全共済会の種類

こども会の活動に対応する保険（安全共済会）は、大阪府こども会育成連合会（略して「府こ連」）が運営する「大阪府こども会安全共済会」と、全国子ども会連合会（略して「全子連」）が運営する「全国子ども会安全共済会」の2種類があります。

いずれも、こども会活動中の事故や疾病、または第三者に危害を加えてしまった場合の賠償責任に対して補償を行うものです。

それぞれの共済には、任意で加入いただくものとなります。ただし、「全国子ども会安全共済会」については、「大阪府こども会安全共済会」に加入いただくことが加入の条件となります。

「全国子ども会安全共済会」のみの加入はできません。

2種類の共済の主な保障内容は以下のとおりです。

	大阪府（府こ連）こども会安全共済会	全国（全子連）子ども会安全共済会
年会費 (1人あたり 年額)	350 円	70 円
補償の 内容	(傷病) 8,000 円～60,000 円 ※治療日数 (5 日～71 日) に応じて支払い 請求期日の目安: 事故日を含めた日から 180 日以内 (後遺障害) 7 万円～600 万円 (死亡) 600 万円	(傷病) 1,001 円～500,000 円 ※保険医療総額 (窓口負担金ではありません) の 30% を支払い 請求期日の目安: 治療後 60 日以内 (後遺障害) 7 万円～600 万円 (死亡) 600 万円
	(賠償責任保険) ※「大阪府」・「全国」共通 ○施設所有 (管理) 者賠償責任保険 (身体障害・財物損壊) ○受託者賠償責任保険 (財物賠償)	
共済期間	令和 6 年 (2024 年) 4 月 1 日～令和 7 年 (2025) 3 月 31 日 (一年間)	
対象の 行事	「年間行事計画・日常定例活動」に登録されているこども会行事 ※登録されていない行事は補償の対象となりませんので、くれぐれもご注意ください。	
加入の 対象者	こども会に加入の子ども、その保護者、指導者、育成者 ※令和 6 年 4 月 1 日時点で 4 歳未満の幼児が加入する場合はその保護者も加入いただく必要があります。※何歳でも加入していただけます。	

2024 年度から加入時期に関わらず、年会費は府こ連 350 円、全子連 70 円です。

👁️ポイント

「全子連」共済会へは、「府こ連」共済会に 70 円プラスで追加加入できます。 補償の上限額が 50 万円と「府こ連」に比べて大きく、治療日数上限も 180 日と長いため、重大な事故が起こったときに「府こ連」だけでは補償が不足する場合でもカバーできる特徴があります。それぞれのこども会の活動内容に応じて加入をご検討ください。

○2024 年度からの変更点

1. 年会費の変更

2023 年度まで全期加入と後期加入では年会費が違いましたが、2024 年度から加入時期に関わらず、年会費は府こ連 350 円、全子連 70 円です。

2. 共済金の給付

府こ連共済の傷病共済金の給付について、全子連共済と同様に、被共済者または保護者へ直接振り込まれます。

3. 代表者変更の手順

4 月 1 日から 5 月末までは、府こ連承認済み、未承認に関わらず代表者変更が可能になりました。

※代表者を変更する期間と新しく代表者になれる方の状態によって、手順が異なります。詳しくは「単位こども会代表者様」用のマニュアルの代表者変更 45～54 ページをご確認ください。

※6 月以降に代表者の変更が生じる場合は、「府こ連承認済み（無色）」の方でないとは指名できません。

4. 共済金支払対象範囲の変更

- ・オスグッド病以外の成長痛が対象となります。
- ・感染症はこども会活動中に感染したことを特定することが困難なため、支払対象から外れます。

5. 会費の振込回数について

振込は 1 日 1 回限りです。追加で振り込まれる場合は、翌日以降に振り込んでください。

6. 早期加入受付期間

早期加入受付期間（4/1～5/10）に加入されたこども会へは、特典として SHOWN カードを会員数に応じて複数枚プレゼントされます。希望されるこども会は、枚方市子ども青少年政策課までご連絡ください。

加入手続きの時期について

★4 月 1 日からの保険適用 ⇒ **5 月 29 日（水）まで**に共済会費を府こ連へ振り込み、申請を完了

★6 月 1 日以降の保険適用 ⇒ **行事实施日の 2 日前まで**に共済会費を府こ連へ振り込み、申請を完了

操作マニュアル・説明等掲載先

★市ホームページ URL : <https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000047805.html>

市ホームページより「安全共済会」と検索していただいてもご覧いただけます。

★府こ連ホームページ URL : www.fukoren.sakura.ne.jp

2. ネット加入申込の手順について（府こ連・全子連共通）

ネット加入システムログイン用 URL（ログイン画面よりログインしてください。）

2024 年度分は、4 月 1 日以降にネット加入システムにて手続きを開始してください。

※ 3 月 31 日まではメンテナンス中のため使用不可です。

代表者様用ログイン https://fukoren-osaka.com/fuko/r_login.php



（代表者様用ログイン）

個人様用ログイン https://fukoren-osaka.com/fuko/p_login.php



（個人様用ログイン）

1 単位こども会 昨年の情報を確認

- ・前代表者に ID とパスワードを聞いていただき、ログインをお願いいたします。
- ・昨年度の代表者情報（保険加入情報）が登録されていますので、内容の確認をお願いします。

2 共済会の加入者・退会者の修正作業（1の作業終了後）

- ・退会者の削除・新規加入者の追加・修正作業をお願いします。

※年齢は自動で昨年度から1歳増えていますので、変更しないでください。

※年齢は令和6年4月1日時点の年齢になっています。

<代表者を変更する場合>

4月1日から5月末までは、府こ連承認済み、未承認に関わらず**代表者変更が可能**になりました。

- ・ネット加入システムマニュアル（代表者様用）45-54 ページを参考に、新たな代表者を指名してください。

・**新規代表者を指名した後、ハンバーガーボタン  から編集を押して、単位こども会情報を編集して下さい。**

※6月以降に代表者変更する方は、昨年度と同様、前代表者の方は残したまま、前代表者の方を抜いた人数分の金額をお振込みいただき、すべての申請が終わった後に削除作業をしてください。

例年、何名かだけ全子連にも加入しているなどの間違いがありますので、再度ご確認ください。

- ・加入者本人だけでなく、代理で代表者が一括で手続きすることも可能です。
- ・令和6年4月1日時点で4歳未満の幼児の加入は、保護者の同時加入・保護者の行事参加が必要です。保護者の加入手続きを行った後、幼児の加入手続きを行ってください。

3 年間行事予定・日常定例活動の登録（行事实施日の前日までに登録）

・ネット加入システムマニュアル（代表者様用）29-32 ページを参考にしながら、年間行事予定・日常定例活動について、計画しているものを全て登録してください。

※登録されていない行事については、保険適用になりません。

・行事の当日に準備・片付け等を行う場合は、活動名の横に（当日準備・片付けも含む）と入力してください。（例）スポーツ大会（当日準備・片付けも含む）

※行事関連資料（案内文・メール・LINE等）に、当日準備・片付けについて記載されていれば、一連の行事として考えられますので入力は不要です。

・活動のための練習やミーティング・親睦会・予備日、また行事实施日と別日に準備・後片付けを行う場合は、新しく登録してください。

（例）4月●日：新入生歓迎会の買い出し

4月▲日：新入生歓迎会

・「ドリームカップ」等の大会の名称だけでは内容が分からない行事については、「ドリームカップ（バレーボール大会）」等、具体的な競技名を入力ください。

・合宿など、宿泊を伴うような予め日程が決まっている活動は、「日常定例活動」ではなく、「年間行事予定」に登録してください。

・登録時点では未確定、または年度途中で追加となった行事については、後日追加登録を行ってください。

・日常定例活動の登録については、定例日に「毎週土・日、平日の放課後」と入力ください。

・「実施日」、「会場」、「参加予定人数」の変更については、年間行事予定の変更手続きは不要です。ただし、「実施日」の変更があった行事については、共済金請求時には、変更の経過が分かる資料の提出が必要となりますので、保管をお願いします。

※共済金請求時には、行事関連資料（案内文・メール・LINE等）が必要になります。こども会行事（行事に向けた練習、準備等も含む）に関する資料については、必ず保管、記録管理をしておいてください。

4 共済会加入者一覧及び共済会費の振込金額を確認、府こ連へ共済会費の振り込み

・共済会加入者全員の登録作業が完了後、内容・金額が正確に入力されていることをご確認ください。

※振込は1日1回限りです。追加で振り込まれる場合は、翌日以降に振り込んでください。

また、返金にはお時間がかかりますのでご注意ください。

・**専用の振込用紙を使用し、りそな銀行窓口にて振込作業を行ってください。（手数料不要）**

※専用の振込用紙につきましては、同封している振込用紙をご利用ください。

振込用紙は、市ホームページにも掲載しています。

お振込みの際は、振込用紙に必ず「単位こども会名称」をご記入ください。

りそな銀行窓口での振り込みにつきましては、**行事实施日の2日前まで**に行ってください。

5 承認申請処理

・振込が済みましたら、ネット加入システムに再度ログインいただき、全員分のチェックボックスにチェックを入れ、承認申請を行ってください。（作業は終了になります）

※ネット加入システムマニュアル（代表者様用）35-41 ページを参考にしながら、承認・申請処理を行ってください。

代表者様が承認申請を行った後、枚方市、府こ連の承認が済みましたら、**加入手続き完了**となります。

<年度途中で追加加入をする場合>

・追加加入者がいる場合も同様の手続き作業を行ってください。

→ネット加入システムへログイン→ハンバーガーボタン  の追加をクリックし、加入者情報を入力後登録→金額を振り込み、承認申請をする

・参加される行事の2日前までに加入手続きと共済会費の振り込み作業を行ってください。

→共済期間は「府こ連にて振り込みが確認できた日の翌日0時から令和7年3月31日」

・4ページ「①引越し等による変更」に該当する加入者であるか確認してください。

○ネット加入システムの注意事項

- ・ネット加入に際して、ログインする際の単位番号やパスワードを控えていただきますようお願いいたします。
- ・加入者情報登録後、最後のパスワードと登録完了時に発行されるID 番号を忘れずに控えておいてくださいますようお願いいたします。
また、代表者様や代表者様代理の方が各会員情報をすべて入力される場合は、各個人のパスワードをすべて決めて入力する必要がありますが、一旦すべて同じパスワードでも登録が可能です。この場合は登録後に各自でパスワード変更設定が可能です。
- ・振込は1日1回限りとなりますので、金額不足の場合は翌日以降にお振込みをお願いいたします。

○各種変更の届け出について

以下の変更等がありましたら、子ども青少年政策課までご連絡ください。

①引越し等による変更

<貴子ども会の地域に加入希望者が転入してきた場合>

- ・以前から府こ連・全子連に加入していた場合

改めて安全共済会に加入し直す必要はありません。以前加入されていた子ども会名を子ども青少年政策課までご連絡ください。

※枚方市内での引越しの場合も、ご連絡ください。

- ・府こ連・全子連に加入していなかった場合

新規加入手続きをお願いします。

<貴子ども会の地域から加入者が転出された場合>

名簿の削除を行いますので、子ども青少年政策課までご連絡ください。

※引き続き安全共済会に加入される場合は、引越し先の子ども会にその旨をご連絡いただくようお伝えください。

②改姓や氏名漢字の訂正

- ・年度途中で姓の変更があった場合
- ・年度当初の加入時に氏名の漢字等を間違えて記入していた場合

③子ども会育成代表者の変更

- ・年度途中の変更時

〇よくあるQ&A

- ・ログインしたいが、IDとパスワードがわからない。
→前代表者にIDとパスワードを聞いていただき、ログインをお願いいたします。前代表者もわからない場合は、枚方市子ども青少年政策課へお問い合わせください。
- ・ログイン後、昨年の名簿が見れたが、その後の作業はどうしたらよいか。
→昨年度の情報が登録されていますので、退会者の削除と、新規加入者の追加の作業をお願いします。
※年齢は自動で昨年度から1歳増えていますので、変更しないでください。
- ・年間行事の登録をしようと思うが、準備などは保険適用になるのか。
→保険適用になります。登録の際に、(当日準備・片付けも含む)とご記入ください。
- ・追加で加入者がいる場合の手続きはどうしたらよいか。
→追加加入者がいる場合は、以前と同様の登録作業を行ってください。行事の2日前までに登録・振込みをお願いします。
- ・振込用紙がほしい。
→枚方市ホームページ、府こ連安全共済会ホームページから印刷可能です。また、子ども青少年政策課の窓口でもお渡ししております。
- ・手続き完了後に加入者の年齢や名前が間違っていることに気づいた。
→子ども青少年政策課までご連絡ください。
- ・振込金額が間違っていた。
→金額が不足していた場合は翌日以降に追加でお振込みをお願いします。
多く振り込まれた場合は子ども青少年政策課までご連絡ください。
※後日返金させていただきます(時間がかかります)。